

利根町告示第 5 2 号

平成 2 0 年第 2 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 0 年 6 月 3 日

利根町長 井 原 正 光

- 1 . 招 集 の 日 平成 2 0 年 6 月 6 日
- 2 . 招 集 の 場 所 利根町議会議場

平成20年第2回利根町議会定例会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	6 . 6	金	本会議	開会 提出議案説明（一部採決）	午前10時
2	6 . 7	土	休 会	議案調査	
3	6 . 8	日	休 会	議案調査	
4	6 . 9	月	本会議	一般質問（5人）	午前10時
5	6 . 10	火	本会議	一般質問（4人）	午前10時
6	6 . 11	水			
7	6 . 12	木	本会議	提出議案説明（質疑・討論・採決）	午前10時
8	6 . 13	金			
9	6 . 14	土	休 会	議案調査	
10	6 . 15	日	休 会	議案調査	
11	6 . 16	月	本会議	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成20年第2回
利根町議会定例会会議録 第1号

平成20年6月6日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石井博美君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蓮沼均君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	蛭原一博
書記	坂本隆雄

1. 会議録署名議員

- 13番 若 泉 昌 寿 君
1番 能 登 百合子 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成20年6月6日(金曜日)

午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

追加日程第1 利根町議会議員・守谷貞明君問責決議の件

日程第3 報告第1号 平成19年度利根町一般会計繰越明許費について

日程第4 報告第2号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について

日程第5 議案第38号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第6 議案第39号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第7 議案第40号 平成19年度利根町一般会計補正予算(第6号)専決処分について

日程第8 議案第41号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)専決処分について

日程第9 議案第42号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第43号 利根町廃棄物減量等推進審議会条例

日程第11 議案第44号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第45号 営農資金借入利子補給条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第46号 利根町農業災害経営資金利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第47号 平成20年度利根町一般会計補正予算(第1号)

日程第15 議案第48号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第16 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

追加日程第1 利根町議会議員・守谷貞明君問責決議の件

日程第3 報告第1号

日程第4 報告第2号

日程第5 議案第38号

日程第6 議案第39号

日程第7 議案第40号

日程第8 議案第41号

日程第9 議案第42号

日程第10 議案第43号

日程第11 議案第44号

日程第12 議案第45号

日程第13 議案第46号

日程第14 議案第47号

日程第15 議案第48号

日程第16 休会の件

午前10時00分開会

議長（岩佐康三君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成20年第2回利根町議会定例会を開会いたします。

会議に入るに先立ち、平成20年4月1日付で人事異動がありましたので、異動により就任した課長を紹介いたします。

経済課長石井博美君。

〔経済課長石井博美君登壇〕

経済課長（石井博美君） おはようございます。4月1日付をもちまして経済課長兼農業委員会事務局長を拝命いたしました石井博美です。よろしくお願いいたします。

議長（岩佐康三君） 次に、会計課長蓮沼均君。

〔会計課長蓮沼均君登壇〕

会計課長（蓮沼均君） おはようございます。4月1日付をもちまして会計課長を拝命いたしました蓮沼均です。よろしくお願いいたします。

議長（岩佐康三君） 以上で、紹介を終わります。

これから本日の会議を開きます。

議長（岩佐康三君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成20年2月分から4月分の現金出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

次に、町長から議案が提出されておりますので、報告させます。

議会事務局長吉浜昇一君。

〔議会事務局長吉浜昇一君登壇〕

議会事務局長（吉浜昇一君） 今期定例会に、町長から議案が提出されましたので、ご報告申し上げます。

報告第1号 平成19年度利根町一般会計繰越明許費について

報告第2号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について

議案第38号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第39号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第40号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第6号）専決処分について

議案第41号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）専決処分について

議案第42号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第43号 利根町廃棄物減量等推進審議会条例

議案第44号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第45号 営農資金借入利子補給条例の一部を改正する条例

議案第46号 利根町農業災害経営資金利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例

議案第47号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第1号）

議案第48号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

以上で、報告を終わります。

議長（岩佐康三君） 報告が終わりました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長（岩佐康三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、

13番 若 泉 昌 寿 君

1番 能 登 百合子 君

を指名いたします。

議長（岩佐康三君） 日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの通算7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月12日までの通算7日間に決定いたしました。

会期の内訳は、お手元に配付の会期日程のとおり行いたいと思います。ご協力のほどお願いいたします。

議長（岩佐康三君） 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） おはようございます。

平成20年第2回利根町議会定例会の開会に当たり、提出議案の総括説明に先立ちまして、町政の近況についてご報告申し上げます。

まず初めに、先月発生いたしました中国四川省大地震やミャンマーのサイクロン被害について、未曾有の死傷者が出、今なお多くの行方不明者がおられます。被災された方々に対しまして心からご冥福とお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げる次第でございます。

次に、町政の近況についてご報告申し上げます。

初めに、このたび岩佐議長が茨城県町村議会議長会会長にご就任されましたこと、心からお祝いを申し上げます。本町にとりまして、この上ない喜びであり、大変力強い思いであります。今後のご活躍、ご期待を申し上げます。

それでは、まず、道路特定財源についてから申し上げます。全国町村会など地方六団体が求めていた道路暫定税率の回復につきましては、5月1日付で復活し、改正道路整備財源特例法が再可決され、一連の動きが終息し安堵しているところであります。本町の平成20年度予算は、自動車重量税等の暫定税率により歳入予算を算出しております。そのうち本則の税率分を除いた、いわゆる暫定税率分は約7,200万円ありまして、4月の暫定税率撤廃による影響額は約600万円になるものと推測しております。この減収分につきましては、国で交付金などの財源補てん策を講じていただくことを強く望んでいるところでございます。

さて、本町では本年4月、長い歴史と伝統を持った布川小学校と太子堂小学校が、また文間小学校と東文間小学校がそれぞれ統合し、新たな歴史を刻み始めました。この統合によって遠距離となった児童には、福祉バスと乗合タクシーを活用して送迎を行っておりま

す。5月1日現在の児童数は、文小学校在190名、布川小学校在401名、文間小学校在165名で合計756名の児童が学んでおります。これら未来を担う子供たちへの学校環境の整備、充実に、引き続き教育委員会と連携を密にしながら努力してまいります。

また、本年4月に新たな医療制度として後期高齢者医療制度がスタートいたしました。この医療制度につきましては、マスコミ等で取り上げられ議論されておりますが、本町の窓口にも問い合わせや制度そのものに対する不満や批判など、多数ございました。これに担当職員が一丸となって、厳しい問い合わせの対応に当たったという状況でございます。

このように、市町村への問い合わせが相次ぐ中で、茨城県町村会では、国に対し低所得者に対する新たな負担軽減措置の創設を行うとともに、それに伴う必要とされる財源については、国の負担とすることを柱とした改善要望書を提出したところであります。

一方、市町村におきましても、高齢化社会が今後ますます進展するもとので、衰退、崩壊に陥っていく可能性が大きく、将来に希望を示すことができないか、その対策が大きな課題となっております。高齢者が住みなれた地域で元気に暮していくことは、本人のみならず地域社会にとって大変喜ばしいことであり、願いでもあります。また、高齢者が元気で暮らせることは、ひいては医療の適正化につながり、介護保険給付費の抑制にもなり、逼迫した財政状況の中において、特に重要なことであると私は考えております。

このようなことから、本町では平成13年度から全国でも先駆的に認知症予防対策に取り組んでまいりました。その一つであるフリフリグッパは、多くのマスメディアで取り上げられ、全国的にも知られております。

また、本町の大きな特徴として、ボランティアと行政がうまく連携して事業が進んでいるという点があり、先日も大阪府の忠岡町の議員が、行政とボランティアが協働して実施している認知症予防対策の実態を視察に見えたところでございます。これまで通算いたしますと800件を超えるこのような視察や見学、資料の請求などがございました。改めて認知症予防対策の大切さと必要性を痛感しているところであります。

引き続き、利根フリフリクラブボランティアや、利根町リハビリ体操指導士の会の皆様方のご協力をいただきながら、介護予防と認知症予防対策に力を入れてまいります。

次に、旧利根中学校の跡地利用については、高度利用をしていくことが町の基本的な考えであり、そのための条件整備がまず必要であります。そのため、昨年度は町振興計画基本構想の見直しや、第3期基本計画の策定を行い、また、現在はまちづくりを行うために将来の都市像を定めた都市計画マスタープランの見直しも必要であることから、その作業に入りました。

この旧利根中学校跡地につきましては、多くの町民の皆様方から、町にとって有効かつ活性化のために活用してほしいとのご意見をちょうだいしておりますので、高度利用するための条件整備を行い、そして多くのご意見をいただきながら、よりよい活用策を見出し、てまいりたいと考えております。

最後に、市町村合併についてであります。今年2月龍ヶ崎市が合併についての考えを公に示し、この中で合併については財政基盤の強化や市民の合併機運醸成などが大きな課題であるとしております。また、龍ヶ崎市は、将来のまちづくりの基本は牛久市、龍ヶ崎市、利根町との2市1町の枠組みという姿勢には変わらないとの見解を示しており、合併は避けて通ることのできない課題であるとしております。

私はこれら龍ヶ崎市長と合併の話をしていく中で、串田龍ヶ崎市長がおっしゃった「合併の阻害要因をクリアできるかが問題で、意見交換は大切である。事務レベルでの話し合いで阻害要因をクリアする考えがある」とした言葉に、私は大きな期待と望みをかけ、最大限の努力をしたいと考えております。

先月19日にも本町において、両市町の事業実施計画についてをテーマに、龍ヶ崎市との勉強会を事務レベルで開催をしております。引き続きこの勉強会を定期的で開催しながら、私も機会あるごとに龍ヶ崎市長に合併のお願い、またお話を申し上げながら、合併実現に向け努力してまいります。町民の皆様方、そして議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、報告が2件、専決処分が4件、条例制定が1件、条例改正が4件、補正予算が2件の合計13件のご審議をお願いする次第であります。

報告第1号は、平成19年度利根町一般会計繰越明許費について、報告第2号は、平成19年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてで、いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議案第38号は、利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第39号は、利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第40号は、平成19年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、議案第41号は、平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）専決処分についてで、いずれも地方自治法第179条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

議案第42号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、後期高齢者医療制度の創設により、国保において75歳未満で特定世帯となった方、及び他の健康保険の被扶養者から新たに国保加入になった方の税額の軽減規定を改めたいので提案するものであります。

議案第43号は、利根町廃棄物減量等推進審議会条例で、廃棄物の減量と再利用の促進を図るための長期的な計画と施策を進めるため、その諮問機関として利根町廃棄物減量等推進審議会を設置したいので条例を制定するものであります。

議案第44号は、利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、利根町廃棄物減量等推進審議会条例に基づく委員及び地方自治法第174条の規定により設置する専門委員、それぞれの報酬を定めたいので提案するもので

あります。

議案第45号は、営農資金借入利子補給条例の一部を改正する条例で、利子補給の援助の見直し、及び利根町農業協同組合と竜ヶ崎市農業協同組合の合併に伴い、組合名称等を改めるものであります。

議案第46号は、利根町農業災害経営資金利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例で、利根町農業協同組合と竜ヶ崎市農業協同組合が合併したことに伴い、組合名を竜ヶ崎市農業協同組合に改めるものであります。

議案第47号は、平成20年度利根町一般会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ349万6,000円を追加し、総額を50億7,682万4,000円とするものであります。歳入の主なものは基金繰入金で、歳出の主なものは衛生費及び土木費であります。

議案第48号は、平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ300万6,000円を追加し、総額を19億4,953万8,000円とするものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切な議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 総括説明が終わりました。

ただいま動議の発言がありました。

8番佐々木喜章君。

8番（佐々木喜章君） 利根町議会議員・守谷貞明君問責決議
会議規則第102条の規定により、守谷貞明議員の問責決議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時25分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま8番佐々木喜章君から、利根町議会議員・守谷貞明君の問責決議の動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

お諮りいたします。

本動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、本動議を日程に追加し、直ちに追加

日程第 1 として議題とすることは可決されました。

議長（岩佐康三君） 追加日程第 1、利根町議会議員・守谷貞明君問責決議の件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、守谷貞明君の退席を求めます。

〔 5 番守谷貞明君退場 〕

議長（岩佐康三君） 暫時休憩いたします。

午前 1 0 時 2 6 分休憩

午前 1 0 時 3 3 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

提出案件の趣旨説明を求めます。

8 番佐々木喜章君。

〔 8 番佐々木喜章君登壇 〕

8 番（佐々木喜章君） 問責の要旨

我われは、他地域の場外馬券売り場設置により発生したとする守谷貞明議員の議会報告の記事は事実に相違し、住民の公益を損ない、利根町政治倫理条例第 1 条に抵触すると考える。また、守谷議員は、虚偽の議会活動報告により町民に著しい不安をもたらしたとして、住民からも利根町政治倫理審査会に審査請求が出されている。

問責事由の説明

守谷貞明議員は、平成20年 2 月 5 日発行の自らの「議会報告 2」の記事において、場外馬券売り場設置の弊害（ディメリット）を 6 点挙げ、その内の第 4 項と第 5 項で次のように述べている。

4 . 全て自販機により馬券販売されるので、未成年者が100円あれば自由に購入できる（現実に、他の同じ施設では年間約800人が補導されている）

5 . 暴力団関係者の出入りが増加する（なかみなど市警察の報告では、暴力行為すれすれの事案が増えたそうです）（原文のまま）

そして、守谷議員は、これらの 6 点のディメリットを考慮の上、反対の署名活動に協力してもらいたいと述べている。

しかし、我々はここに示されたデータが事実に基づいていないことを確認している。事実に著しく反することに基いて署名活動が行われたとすれば、住民を虚偽の情報で誘導したことになる。このような行為は、住民と議会との信頼関係を大きく損なうものである。

また、自説を主張するために敢えてデータを誇張して示した場合はもちろんのこと、データの根拠を確かめることなく無造作に引用したとしても、住民の公平公正な判断を阻害したことになる。守谷貞明議員のこれらの行為は、利根町政治倫理条例第 1 条（目的）「公

正で開かれた民主的な町政の発展に寄与すること」に抵触することであり、町議会議員として不問にできることではない。

よって、我われは守谷貞明議員が自ら責任を取ることを求める。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

守谷貞明君から、この会場に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

この申し出に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、守谷貞明君の申し出に同意することに決定いたしました。

守谷貞明君の入場を許します。

〔5番守谷貞明君入場〕

議長（岩佐康三君） ただいまから守谷貞明君の発言を許します。

守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 私に対する問責決議案に対して、私の弁明をさせていただきます。まず、佐々木議員が、私の議会だよりの4番目と5番目について、正確ではないと、根拠を示してほしいということであったので、弁明いたします。

まず、暴力団関係の問題についてですが、これは私は、ひたちなか東警察署と茨城県警本部、それから、高崎警察署、群馬県警本部、ともにお話をしました。

結論から言います。彼らの言った言葉は、確かに暴力団が出入りするということ为了避免のためにさまざまな手段をとっていますと。我々は場外競馬馬券売り場を設置する場合に、そういう指導をしていますと。しかし、100%それをカットすることはできないので懸念はありますという答えが、両方から返ってきております。それが1点。

それから、個々の事例について、過去にはさまざまありました。しかし、最近はそういう問題について外部にお話はしません。個々の問題についてはしませんという弁明が返ってきています。私は、そういう話を、過去のぎりぎりの事例が設置当初はふえたということを書いたわけでございます。

暴力団関係については、大阪府警及び福岡県警、この方々のところにも電話を入れました。大阪府警に関しては、答えはやはりそういう問題について個々の事例についてのお話はできないと、ただ、そういうものを全部シャットアウトすることは不可能なので、そういう懸念材料は常にありますよという答えが返ってきました。

同時に大阪府警に関しては、彼らの調査データをいただきました。それについては、大阪府警がある時期、そういう場外馬券売り場等々で青少年の補導を行っています。そのときの彼らの発表した公式のデータがあります。5カ月間で685人の青少年が補導されています。

これは、高松地方裁判所で高松判決ということで大変有名なお話なのですが、そこでは、高松地方競馬及び場外馬券売り場についての差し止め請求が、訴訟がありまして、その中で高松地裁の判決はこういう判決が出ております。100%青少年が馬券を買うことを阻止できない以上、この問題については棄却するというような判決が出てありまして、やはり青少年に与える影響は非常に多いだろうと。

5カ月間で685人ということは、年間を通せば、大阪府だけでそれだけの補導、検挙された事例がありますので、これを全国の規模で展開して推測していくと、もっともっと膨大な数になるんじゃないかということがあります。

それで、そのことについても、私は茨城県警と群馬県警の担当者と話をしまして、100%未成年者が入ることをカットすることはできないので、常にその懸念はありますよということでした。ただ、できるだけ子供たちが自由に馬券が買えるようにならないようにするための努力は、今後も私たちも続けていくし、設置当事者にもお願いしているというお返事でした。

もう一つ事実を言えば、685人が補導された大阪府の事例について、そのときは窓口での対面で馬券を購入したそうなのですが、自販機と両方あったそうです。ただし、その中で補導された子供たちの70%以上、正式な数字は家に行けばわかりますけれども、子供たちはそのときに窓口で、あなたは未成年じゃないかと、成年ですかという話を受けたことは1回もないという答えがデータであります。それで、その後、窓口対応を変えるなどのことはしたということでありまして。それは対面における馬券の購入の問題ですね。

ただし、今回私どもの町に来るのは全部自販機です。ですから、一度中に入ってしまうと、だれからも誰何されないで買うことは可能なのですね。ですから、施設の中に入れないように最大限我々も努力するし、当事者にも努力していただきたいということは、重ね重ね我々は言っていますというのが県警の担当者の答えなのですが、ただ、やはり100%カットできない以上、その懸念は常にあるんだということでした。

ですから、その問題で、暴力団を排除するためにさまざまな方法を彼らはやっているということで、特にガードマンの中に、彼らが言っている話では、そういう警察官ですね、暴力団担当の警察官のOBを入れて、できるだけ、だれが暴力団かわからないから、そういう顔を知っている人を採用する等の努力もしなければいけないし、今後も続けていくということなんですけど、ただ、彼がすべて毎日、その担当者がですよ、毎日入り口にいるわけではないので、そうでない人がいるときには、それは暴力団というのは印をつけて入ってくるわけではないので、カットはできないと。だから、努力はしているけれども、そういう問題で100%彼らの入場を阻止することはできないので、さまざまな懸念はつきまとうことは、これはあり得ますねということでございます。とりあえず、今、私が持っている資料で一番大事なものはその点かなと。

さらにつけ加えて言うならば、北九州市、ここには競艇、競輪、競馬、それから、オー

トレースと、日本で一番公営ギャンブル施設が多いまちといわれているのですね。そこで何が起きているかという、青少年の補導、非行、これは日本一なのです。これがずっと続いています。僕も北九州市小倉、あそこは小倉北警察署、それから、福岡県警、両方と話をしました。何でそんなに多いんですかと、ずっと多いんですね。去年もトップだそうです。不名誉な記録がずっと続いているので、なぜなんだろうということで、地元警察及び福岡県警の担当者の、特に少年課の人たちは頭を痛めているということで、その担当者のお話を聞きました。

因果関係がはっきりとは言えないけれども、多分影響はあるだろうと、全くないということとは言えないと、やはり公営ギャンブルの施設がたくさんあることによって、そういうことが起きているのは現実問題としてあると思います。ただ、その因果関係ははっきりとは言えない。最近はそのことについて競馬場なり馬券売り場、車券売り場、舟券売り場、そういうところでの補導というか、手入れはしているのですかと言うと、最近では以前ほどまめにはやっていないと。ですから、最近のデータとして個々の問題について外部に発表することはできませんが、一般論として我々も非常に頭を痛めているんだと。ですから、こういう、何と申しますか、公営ギャンブルの施設が集中するところで少年非行、少女非行の数字が日本一だということは、大変我々にとってもショックなんだという言い方はされてきました。

ですから、そのことについて私が書いた数字600、約800でしたか、というのは非常に少なく見積もった数でございます。

もう1回言いますが、5カ月間で大阪府警がそういう施設で検挙した、補導された青少年の数が685人、年齢的に見ると、中学生、高校生、それから、有職の人、無職の人も含めて20歳未満の人たちが補導されています。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君の発言が終わりました。

それでは、守谷貞明君の退席を求めます。

〔5番守谷貞明君退場〕

議長（岩佐康三君） これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 私は、守谷議員に対する問責決議案に反対する立場から発言をいたします。

確かに守谷議員のこの議会報告では、明らかに「なかみなと市警察」ということで、この警察署名は間違っているというぐあいに私も認識はしておりますけれども、同じ中身の

発言を、オフトひたちなかを視察した町民の方が同時に管轄する警察を訪れて、やはりこういう話を聞いております。これは私は守谷議員から聞いたわけではありません。他の人からこの話を聞いております。

確かにまだ暴力行為とか暴力団の具体的な行動ということには至っていないけれども、やはりダフ屋まがい、あるいは複数のみ行為、こういった関係の動きは気にしているという状況を言っておりますし、これは警察署名を特定する、ここにおいての誤りは誤りとして指摘されるとしても、この5番においては、やはりこういう心配が警察関係者にあるというのは間違いなからうと思います。

また、4番目のものについては、これは龍ヶ崎市がやはり場外馬券場建設にかかわって2003年、4年と、かなりまち全体あるいは議会が揺れました。そうした中で、場外馬券誘致に反対する立場の人たちがシンポジウムを開催したときに、全国でこうした施設の有害性を指摘し、その場外馬券、あるいは馬券だけでなく車券、舟券を含めて、こういったことに反対する立場の人たちが具体的にこれと同じ数字を言っている事実を、私はきょうここにはこういう問題が出てくるとは思っていないので資料を持ってきておりませんが、具体的に何年の何月からいつまで調査した限りにおいて、何人の人数が補導されていると。

さっき守谷議員は最初何かもっときつい言い方をしておりましたけれども、補導して入らないようにして帰したとか、あるいは入った人間についても退去したとか、そういう犯罪に至らないわけですけれども、実際にこの施設に未成年者が立ち入って、警備関係者等から具体的にそういう補導されている事実は、数字で報告をされております。

したがって、この4番目のこの事実については、私はこれは間違いないと、きょうこの場で資料を持ってきておりませんが、それ以上詳しく述べることは言えませんけれども、だから「なかみなと市警察」という、この部分においての間違いは間違いとしてあったとしても、これが問責決議に相当するものとは思いません。

また、このことによって6,717名寄せられたこの請願署名の値打ちを低めるようなものであるならば、またこれは別な意味で大きな問題ではないかというぐあいに思うわけでありまして、したがって、私は、この問責決議案については反対するということを明確に主張したいと思っております。

議長（岩佐康三君） 次に、賛成の方の発言を許します。

13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

まず、守谷議員の弁明の中で、4番、5番に対しまして、さもこれが現実のように、そのように私は聞き取れました。しかしながら、この問題に関しましては、我々も警察の方に行きました。それでちゃんと、そういうことはありませんということの確認はしており

ます。

なぜ私はこれに賛成したかと言いますと、4番、5番、守谷議員の会報の中で、もう一度読みますからね。「4番、全て自販機により馬券販売されるので、未成年者が100円あれば自由に購入できる。（現実に、他の同じ施設では年間約800人が補導されていると）」、我々この問題に関しまして、ひたちなか市のオフトひたちなか、それとBA00高崎、そちらの方も視察に行っていました。私は、ひたちなかにおいては3回行っております。そのとき、ただ行くのではなく、必ず警備員の方、いろいろなお話をして帰ってきております。その中でただの一度もこういう青少年が中へ入って、それで馬券を購入したとか、そういう事例は一度もないと、はっきり答えていました。

私が見た感じでも、警備員の方が玄関から初め、駐車場もそうですが、警備員の方が常におりますので、買うというより中へ入ることがまずできない。これは不可能だと思います。しかしながら、守谷議員はそうのように言うておりますが、ですから、青少年の方の中へ入って100円あれば買えると言っていますが、これはまず不可能なのかなと、そう私は判断しております。

また、5番の「暴力団関係者の出入りが増加する」、高木議員は「なかみなと市」と、私は「なかみなと市」は間違いとか、そういうのを言っておりません。そういうことは全然、そんなに問題にしているわけではないです。ただ、「暴力団関係者の出入りが増加する、暴力行為すれすれの事案がふえたそうです」、このように言っているわけですね。この点も、私は警備員の方と、それこそ住民以上話しています。3回行っていきますから。そんなこと一切ございませんと、かえってこの辺治安がよくなりましたと。そのように言っています。

ですから、警備員の方、3人ほどの方は、はっきり言って私も不安がありましたと。開業する前、オープンする前は。しかしながらオープンされて、それで警備員も張りついてくれて、その方たちは実際に中で警備員をやっています。駐車場の方とも話をしました。全然そういう心配はございません。かえって治安がよくなりましたと、住民の方たちも安心しています。そういう返事が返ってきております。

そういうことで、なぜ守谷議員に対して我々は問責決議をとということですが、このデメリットの中の6項目の中の、これ二つが入っているのですよ。それで、守谷議員の会報は、一番下の段ですね、「これから署名活動を始めていきますので、皆さんご理解とご協力ください」、そのように書いてあるのです。ですから、守谷議員の会報、その会報を住民の方に見せながら、こうこうこういうわけなんだよ、場外馬券場が来るとこういいう悪いことが起きるんだよと。そうしますと、住民の方たちというのは、ほとんどの方が今の現状は知らないと思うのです。場外馬券場とか車券売り場とか、そういう状況は知らないと思うのです。現に私も知りませんでした。ただ、住民の方たちは、昔のイメージ、昔のイメージは強いと思います。ですから、この場外馬券場を今度利根町に誘致するんだと、その話を聞いただけで体の方がアレルギー、そういう感じは受けると思います。ですから、問

題はそこなんですよ。

こういう偽りのデメリットを書いて、それを住民の方たちのところを回って、それで署名活動を集めた、そこが問題なのです。はっきり申しまして。

ですから、私は、これは私個人の考えですが、6,716名でしたか、その署名を集めました。反対する皆さんが。しかしながら私個人とすれば、本当に場外馬券場のよし悪しをわかっていて、それで署名した方はまず1割ぐらいかたと、私、そのように思っています。あとの方は、要するに守谷議員の会報を見せられ、ああそんなに悪いんだ、それでは困るよな、この利根町に来られてはと、それで書いた人もいます。

また、その友達が来て、実はこういうわけなんだから、どうだい署名してくれませんか、そうか、じゃあ署名するか、そういう方も結構いますよ。

それから、我々このことが起きましてから、大型バス3台で住民の方を連れて行きました。朝行くときには、それぞれ不安がありました。帰り、皆さんに、どうでしたかと、だれ一人として、心配だね、そういう声は聞こえませんでした。皆さん行った方は安心、中には、実は私は署名してしまったのですよ、しかし署名したときには、その方はただわからなくて、場外馬券場が来ると困るな、そういう気持ちで書いてしまいましたけれども、実際に見てその帰りには安心して大丈夫だと、わかりましたと、そういう方が全員と言っているほどの皆さん帰りの答えです。

ですから、問題は、守谷議員がこの自分の会報、議会の会報の中のデメリット、こういう二つの項目を入れて、それで住民に対して署名活動を行った。それがいけない。私はそこが本当に守谷議員に対して問責とか、そういう形でやれたなと、そういうことです。

終わります。

議長（岩佐康三君） 次に、反対の方の発言を許します。

賛成の方の発言を許します。

4番白旗 修君。

〔4番白旗 修君登壇〕

4番（白旗 修君） 私は、この動議を出した佐々木議員が事実関係を確認していると言っておりますので、これを私の賛成意見というのではなくて、この議場においてその点を明確にさせていただくのが望ましいと思います。

それから、先ほどの守谷議員の説明は、これは口頭でああいう説明だけではにわかには信用できない、やはり文書のような形で示していただけないと、補導の具体的な中身なども見ないとわからないと私は思います。したがって、守谷議員の先ほどの弁明ももう少し具体的な形で文書の形で、この出所を明らかにしてやっていただかないとにわかには信じられない、私は思います。

その上で私は、この動議の発議者である佐々木議員の言うように、確認された事実だということであるならば、これは大変大きな問題だと私は思います。いろいろ民主主義の定

義というものはあるかと思いますが、一つの理解の仕方として、関係する人々が等しく共有する情報、あるいはデータをもとに物事を消していく、それは民主主義の一つの側面ではないかと思います。したがって、共有するということであれば、ある特定の人あるいは機関、団体に情報が偏在するということがあってははいけませんし、それから、ある人、機関、団体が情報を独占するということがあってもはいけません。まして、特定の目的を持って情報操作をするということがあっては、断じてならないと思います。

したがって、このようなことがもし行われたとするならば、これは民主主義の根幹を揺るがす大きな罪だと、私は思います。これは、一般の住民でもそういうことをする人々がいるかもしれませんが、特に行政の一端を担う議員にそのようなことがあっては断じてならないと思います。そういう意味で、もしそういうことが事実、佐々木議員の言うような状況があるというのであれば、これは守谷議員が十分に反省し、そして住民に対して謝罪をすべきことではないかと思います。

議長（岩佐康三君） ほかに討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、利根町議会議員・守谷貞明君問責決議の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、利根町議会議員・守谷貞明君問責決議の件は原案のとおり可決されました。

それでは、守谷貞明君の入場を許します。

〔5番守谷貞明君入場〕

議長（岩佐康三君） 暫時休憩をいたします。

午前11時06分休憩

午前11時16分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩佐康三君） 日程第3、報告第1号 平成19年度利根町一般会計繰越明許費についてから日程第4、報告第2号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についての2件の報告を求めます。

まず、報告第1号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、報告第1号 平成19年度利根町一般会計繰越明許費について補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告をするものでございます。

款7土木費、項4都市計画費、事業名が上曽根運動公園拡張見直し等業務委託でございます。これにつきましては、主にスーパー堤防整備事業に伴う上曽根運動公園拡張の見直しを行うに当たり、開発行為申請のための業務委託を行うもので、一部地権者の同意が得られず事業を完了できないため、事業費を平成20年度に繰り越したものでございます。

議長（岩佐康三君） 次に、報告第2号について、都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、報告第2号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費につきまして補足してご説明を申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

款1下水道費、項1下水道費、事業名が公共下水道事業再評価業務委託事業でございます。これは、下水道の事業継続の可否につきまして、10年ごとに見直しをするものでございまして、当初平成20年度に行う予定でしたけれども、茨城県の再評価委員会が6月に開催されることになりまして、これにあわせるために平成19年度に委託しましたけれども、業務が年度内に完了することができませんでしたので、262万5,000円を繰り越したものでございます。

次に、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金ですが、これは茨城県が行います利根浄化センターへの建設負担金でございまして、3月議会の補正予算でご承認いただきました繰越明許費でございます。平成19年度の負担総額は19万3,000円でございます。このうち、年度内に建設事業が完了できなかった分といたしまして12万5,000円を平成20年度に繰り越したものでございます。

議長（岩佐康三君） 以上で、報告第1号から報告第2号の説明が終わりました。

議長（岩佐康三君） 日程第5、議案第38号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について及び日程第8、議案第41号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）専決処分についてまでの4件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第5、議案第38号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について及び日程第8、議案第41号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）専決処分についてまでの4件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

議案第38号及び議案第39号について、税務課長矢口 功君。

〔税務課長矢口 功君登壇〕

税務課長（矢口 功君） それでは、議案第38号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして補足してご説明いたします。

今回の改正につきましては、去る4月30日の第169通常国会におきまして、地方税法等の一部を改正する法律が衆議院における再可決を経まして成立しましたことを受けましての改正でございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、国に準じて同日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

1ページ、お願いいたします。

第23条でございますけれども、第23条は、町民税の納税義務者等についての改正でございます。第1項第4号及び第3項の改正につきましては、法人税の課税につきまして、法人でない社団、または財団で代表者または管理人の定めのあるもので収益事業を行わないものにつきましては均等割を非課税とすることとした改正でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第31条でございます。均等割の税率についての改正でございます。第2項につきましては、これまで地方税法におきましては「法人及び法人でない社団または財団で収益事業を行わないものを法人等」、また「法人等の町民税」と規定していたところでございますけれども、これらにつきまして、「法人等」を「法人」と改める改正を行ったことによるものでございます。

次に、表の改正でございます。

2ページから5ページになりますけれども、これにつきましては均等割の税率につきましての改正でございます。均等割の税率につきましては、資本金の額及び従業員者数に応じまして、5万円から300万円までの税率が設定されておりました課税されておるところでございますけれども、今回の改正では、民法第34条法人「人格のない社団等」及び資本金の額が明確でないものについては、最低税率が適用されることになったことに伴いまして、法人等の区分の内容について明文化を図ったものでございます。あわせまして、表中の法人等の区分に応じた第1号から第9号までの税率の区分を、従前の税率の高いものから税率の低いものに序列の整理を行ったものでございます。

5ページの第3項でございますけれども、こちらにつきましては、本条で引用してござ

います地方税法の条項が削除がされたことに伴いましての改正でございます。

次に、6ページ、お願いいたします。

第48条法人等の町民税の申告納付についての改正でございます。4項の改正につきましては、前条でも申し上げたとおりでございます。また、「法人等」を「法人」と改める改正を行ったことによる改正でございます。

次の7ページの第50条法人等の町民税に係る不足税額の納付の手續の改正につきましても同様の内容でございます。

次の第54条固定資産税の納税義務者等についての改正でございますけれども、第5項の改正は、独立行政法人緑資源機構の解散によりまして、その業務の一部が独立行政法人森林総合研究所の方へ継承されたことに伴いましての改正でございます。

次に、9ページ、お願いいたします。

第6項は、用語の改正でございます。また、「本項」を「この項」に、それぞれ改正するものでございます。

次に10ページ、お願いいたします。

第131条でございます。特別土地保有税の納税義務者等についての改正でございます。また、第2項及び第3項の改正につきましては、用語の変更でございます。「本節」を「この節」または「本項」を「この項」とそれぞれ改正するものでございまして、第4項の改正につきましては、独立行政法人緑資源機構の解散に伴いまして、業務の一部が独立行政法人森林総合研究所の方へ継承されることによつたための改正ということでございます。

11ページ、第5項の改正でございますけれども、こちらにつきましても用語の変更でございます。また、「本節」を「この節」、また「本項」を「この項」にそれぞれ改正するものでございます。

12ページをお願いいたします。

続きまして、附則の改正でございます。第7条の3個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についての改正でございます。第3項は、住宅借入金等特別税額控除の申告手續に係る規定の整備に伴いましての改正でございます。また、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除につきましては、原則3月15日までに申告書を所在地の市町村または税務署に提出した場合に限り適用することとされているものを、申告期間経過後も市町村長がやむを得ない理由があると認める場合につきましては、適用することができるとする改正でございます。

個人住民税の住宅借入金等特別控除につきましては、平成19年1月からの税源移譲によりまして、住宅借入金等特別税額控除の適用がある方につきましては、所得税から住宅借入金等特別税額控除を控除し切れなかった場合や、所得の減少により所得税が課税されなくなった場合につきましては、町への申告によりまして住民税額を減額する特例措置が適用されることとなっております。この場合におきましては、町への申告は現行では確定

申告の最終日までに行わなければならないとされているものを、改正後では納税通知書の送達後に申告書の提出があった場合におきましても、町長がやむを得ないと判断した場合には、これを税額控除の適用ができることとされた改正でございます。

次に、13ページでございますけれども、第10条の2でございます。新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ということの改正でございますけれども、第1項から、14ページになりますけれども、第6項までの改正につきましては、本条で引用している地方税法の条項が移動したことに伴いましての改正、また、引用する地方税法の用語の変更に伴いましての改正でございます。

次の15ページ、第7項でございます。この改正につきましては、新たに省エネ改修を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置の特例が創設されたことに伴いましての改正でございます。外壁、窓等を通じまして熱の損失の防止に対する改修工事、いわゆる省エネ改修工事でございますけれども、これらを実施した家屋に対しまして減額措置を新たに規定したものでございます。

内容でございますけれども、これにつきましては、平成20年1月1日に既存する、いわゆる賃貸住宅を除く住宅ですね、これらにつきましては平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事、内容としましては窓の改修工事、あるいは床の断熱改修工事、天井の断熱改修工事、壁の断熱改修工事、これらを工事費用30万円以上で行った場合に、120平米分までを限度としまして、工事完了した翌年、翌年度に限りまして固定資産税の税額の3分の1を減額する改正でございます。

この減額を受けようとする場合につきましては、それぞれの改修後の工事内容が国に定めた省エネ基準に適合している旨の証明書を添付しまして、改修後3カ月以内に町長に申告しなければならないとする改正規定でございます。

15ページ、お願いいたします。

一番下になりますけれども、第10条の3 阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についての改正でございます。第1項及び第2項につきましては、地方税法の附則第16条の2第10項に規定してございます阪神・淡路大震災に係る固定資産税の減額関係の特例の適用を受けているものについての改正でございます。こちらにつきましては、地方税法の条項が移動したことに伴いましての改正でございます。

次に、17ページになります。

第20条でございますけれども、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例についての改正でございます。

第1項から、次の18ページの第4項までの改正につきましては、地方税法の改正に伴いまして引用する条項の整理を行ったものでございます。

19ページの第7項及び第8項の改正でございますけれども、特定中小会社が発行した株

式に係る課税の特例、いわゆるエンジェル税制に伴う改正でございまして、ベンチャー企業による個人投資家からの資金調達をサポートするために創設されました優遇税制があるわけですが、この優遇税制の改正でございまして。

内容としましては、株式売却時点での株式譲渡益に対しまして、幾つかの優遇措置があるわけですが、個人住民税におきましては、株式売却時点でその株式譲渡益が発生した場合、その株式譲渡益の2分の1を圧縮するという特例がございまして、この期限が平成21年3月31日をもって廃止とする改正でございまして。

以上が議案第38号の改正でございまして。

続きまして、議案第39号をお願いいたします。

都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の内容でございまして。

こちらにつきましても、ただいま申し上げました議案第38号と同様、地方税法の改正を受けましての改正でございまして。同じく同日付で、4月30日をもって専決処分を行ったものでございまして。

お手元の参考資料によりご説明いたします。

まず、1ページの第2条納税義務者についての改正でございまして。第2項の改正につきましては、固定資産税の課税標準の特例に関する内容でございまして。この中身としましては、本条で引用している地方税法の改正、課税標準の特例関係でございまして。こちらが改正されたことによりまして条項が移動してございまして、それらの改正でございまして。

次に、附則でございまして。附則第12項の改正でございまして。こちらにつきましても、ただいま申し上げました本則の改正と同様、固定資産税の課税標準の特例に関する内容につきまして、この条で引用しております地方税法の改正によりましての条項が移動したことに伴いましての改正でございまして。

以上が39号の説明でございまして。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第40号について補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第40号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分につきまして補足してご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございまして、こちらは先ほど報告第1号でご説明申し上げましたとおりでございまして。

次に、第3表地方債補正でございまして。これは利根町公民館改修事業でございまして、公民館の外装、外構及び屋根、外壁防水工事でございまして。限度額を3,190万円とするものでございまして。起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりでございまして。茨城県に申

し込みをいたしました地方債の起債が認められたことによるものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

款2 地方譲与税、目1 自動車重量譲与税で786万6,000円を増額するものでございます。こちらにつきましては、前年と比較しまして609万7,000円を増額となっております。

申しおくれましたが、款2 地方譲与税から款9 地方交付税まで、平成19年度の交付額の決定がされた理由により補正をしてございます。

次に、目1 地方道路譲与税でございます。235万4,000円を増額するものでございます。前年度と比較いたしまして221万6,000円の増となっております。

続きまして、款3 利子割交付金は219万3,000円を増額でございます。前年度と比較しますと219万3,000円の増となっております。

続いて、款4 配当割交付金としましては365万6,000円を増額をするものでございます。前年度と比較しまして84万3,000円を増額でございます。

款5 株式等譲渡所得割交付金でございます。485万6,000円を減額するものでございます。前年度と比較しますと103万円の減額となっております。

款6 地方消費税交付金は244万5,000円を減額するものでございます。前年度と比較しますと834万2,000円の減額となっております。

次に、款7 自動車取得税交付金としましては、167万1,000円を増額するものでございます。前年度と比較しますと399万4,000円の増となっております。

款9 地方交付税は特別交付税で3,807万9,000円を増額するものでございます。これは特別交付税の決定に伴い増となったものでございます。地方交付税全体としましては、平成19年度は15億2,351万8,000円で、前年度と比較して1,590万4,000円の増となったものでございます。

次に、款17繰入金、目5 利根町義務教育施設整備基金繰入金の154万円の減、目7 茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金で2,029万円の減、目8 利根町公共公益施設整備事業基金繰入金で367万円の減、目9 新利根川治水対策整備基金繰入金で21万2,000円及び目12利根町地域づくり特別対策事業基金繰入金で24万9,000円のそれぞれの減額につきましては、事業費の確定により戻し入れをするものでございます。

次の款20町債でございますが、先ほど地方債の補正でご説明をしたことにより計上したものでございます。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款2 総務費、目1 一般管理費で374万6,000円を増額するものでございます。これは退職者が1名増となったことによるものでございます。

目6 企画費の24万9,000円の減額は、事業費の確定により減額をしたものでございます。

次に、款7 土木費、目3 下水道費で2,050万2,000円を減額するものでございます。これ

は、利根浄化センター周辺生活環境整備事業の高度処理型浄化槽補助などの事業費が確定になったためでございます。

次に、款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費で154万円を減額するものでございます。主なものは小学校統合事業で校章・校名表示交換、体育館ステージ幕交換工事等の事業費の確定によるものでございます。

次に、項 4 社会教育費、目 2 公民館費は、地方債の借り入れが決定しましたことから財源の内訳を変更したものでございます。

次に、款11諸支出金、目 1 財政調整基金費で7,300万2,000円の増額をするものでございます。これは、今回の補正につきまして余剰額が生じたために、財政調整を行うため財政調整基金に積み立てをするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第41号について補足説明を求めます。

都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、議案第41号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）専決処分につきまして、補足してご説明を申し上げます。

これは地方自治法第179条第1項の規定によりまして3月31日に専決処分をしたものでございます。

3ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございます。款1下水道費、項1下水道費、事業名、公共下水道事業再評価業務、これにつきましては、先ほど報告第2号で申し上げましたとおりでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

初めに、歳出から説明をさせていただきたいと思えます。

款1下水道費、目1の公共下水道建設事業費で2,050万2,000円を減額したものでございます。内訳ですが、節15の工事請負費で21万2,000円の減額ですけれども、これは平成18年度に利根ニュータウンの排水工事を実施しましたところの道路を、平成19年度に本復旧工事を実施した分の契約差金でございます。

節19の負補交におきまして、浄化センター周辺環境施設整備事業といたしまして、13件分の、今ほど企画財政課長の方の専決の中で説明がありましたけれども、高度処理型浄化槽補助金といたしまして2,600万円を予定しておりましたけれども、実質5件の実施となりましたために、2,029万円を減額したものでございます。

合わせまして2,050万2,000円、これにつきましては、一般会計とのルール分といたしまして一般会計から繰り出しをいただいておりますことから、残金につきましては一般会計への戻入れするというところで、歳入での一般会計繰入金につきまして同額を減額するもの

でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第38号及び議案第39号の2件については、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月12日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、議案第40号及び議案第41号の2件について採決いたします。

まず、議案第40号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論ありませんか。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。それでは、議案第40号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第6号）専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第41号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。それでは、議案第41号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり承認する

ことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11時50分休憩

午後 1時15分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩佐康三君） 日程第9、議案第42号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び日程第13、議案第46号 利根町農業災害経営資金利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例までの5件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第9、議案第42号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び日程第13、議案第46号 利根町農業災害経営資金利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例までの5件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

議案第42号及び議案第43号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第42号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明申し上げます。

新旧対照表でご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

今回の改正につきましては、提案理由にもありましたとおり、後期高齢者医療制度の創設により、75歳以上の者が後期高齢者医療制度に移行し、国保については75歳未満で特定世帯となる者、及び他の健康保険の被扶養者から新たに国保加入になった者の税額の軽減の規定を改正するものであります。

新旧対照表の参考資料についてご説明申し上げます。

第3条第1項中、第6条及び第19条第1項の規定を削除するものであります。

第5条の2から第5条の4までを改めるものであります。

初めに、第5条の2は、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額でありまして、後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険に加入する世帯で75歳以上の方が後期高齢者医療に移行したことにより、その世帯の扶養者である75歳未満の者が引き続き国保に加入する場合、このような世帯を特定世帯といいます。移られてから5年間に限り、世帯別の平等割額を半額軽減することを定めたものであります。

2ページ、お願いいたします。

特定世帯以外の世帯ですね。この世帯別平等割は2万1,500円ではありますが、特定世帯につきましては平等割を半額ということで1万750円に改めるものであります。

現行の「第5条の2」を「第5条の3」に改め、同じく「第5条の3」を「第5条の4」に改めるものであります。現行の「第5条の4」を「第5条の5」に改め、また条文中の「第5条の2」を「第5条の3」に改めるものであります。また、新たに第5条の6を加えるものであります。

第5条の6は後期高齢者支援金と課税被保険者に係る世帯別平等割でありまして、特定世帯以外の世帯別平等割は現行どおり5,500円とし、特定世帯につきましては5年間に限り平等割額を半額軽減し2,750円に改めるものであります。

続きまして、3ページの第11条第1項中、当該減額した額を同条の国民健康保険の額に改め、また、同条第2項中、昭和33年法律第192号「第6条第1号から第5号」の条文を「第6条第1号から第8号」に改めるものであります。

また同じく、同条第4項中も同様でありまして、「1号から5号」を「1号から8号」に改めるものであります。

続きまして、4ページの第6項でございます。これにつきましても、先ほどご説明した同様でありまして、「1号から5号」を「1号から8号」に改めるものでございます。

続きまして、第13条を改めるものであります。第13条は特別徴収義務者の指定等でありまして、特別徴収の義務者を老齢等年金給付者を年金保険者とすることを定めたものであります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第21条を改めるものであります。今回の改正につきましては、現行、第13条において条例改正において重複条項がありまして、本来削除すべき条項が残っているため、新たに条項を整理して整備するものであります。大変申しわけありません。改めまして、第21条につきましてご説明申し上げます。

第21条は、国民健康保険税の減額でありまして、第1項は現行第13条の第1項の条文を移行したものでありまして、国民健康保険税の課税限度額を「56万円」から「47万円」に改め、新たに後期高齢者支援金等課税の額を限度額といたしまして12万円とするものであります。これはさきの議会において条例改正をしたものであります。

続きまして、第1号は6割軽減世帯のことを指してございます。アにつきましては、国民健康保険の医療給付分に係る均等割額1人についてでありまして、均等割額といたしまして2万2,000円に対して、6割軽減額を1万2,600円とするものであり、これにより納付額は8,400円となるものであります。

イは同じく国民健康保険の医療分であります。世帯別平等割額1世帯についてでありまして、(1)は特定世帯以外の世帯につきましては平等割額2万1,500円に対しまして6割軽減額を1万2,900円とするものであり、これにより納付額は8,600円となるものであり

ます。

(2) の特定世帯につきましては、平等割額 1 万750円に対しまして、6 割軽減額を6,450円とし納付額は4,300円とするものであります。

ウですけれども、これは後期高齢者支援分に係る均等割額 1 人につきましてでありまして、均等割額5,000円に対しまして 6 割軽減額を3,000円とし、これにより納付額は2,000円となるものであります。

続きまして、エでございますけれども、同じく後期高齢者支援金分に係る世帯別平等割額 1 世帯についてでありまして、(1) は特定世帯以外の世帯でありまして、平等割額は5,500円でありまして、これに対しまして 6 割軽減額を3,300円とし、これにより納付額が2,200円となるものであります。

(2) は特定世帯でありまして、平等割額2,750円に対しまして 6 割軽減額を1,650円とし、これにより納付額が1,100円となるものであります。

オは介護給付金に係る均等割額 1 人でありまして、均等割額が9,000円に対しまして 6 割軽減額5,400円とし、納付額が3,600円となるものであります。

カは同じく介護給付金に係る世帯別平等割額 1 世帯についてでありまして、平等割額7,000円に対して、6 割軽減額を4,200円とし、納付額は2,800円となるものであります。

続きまして、第 2 号につきましては、4 割軽減世帯であります。

8 ページお願いいたします。

アは、国民健康保険の医療給付分に係る均等割額 1 人についてでありまして、均等割額の 4 割軽減額を8,400円とするものであり、これにより納付額が 1 万2,600円となるものであります。

同じく、イにつきましても、同じく国民健康保険の医療給付分に係る世帯別平等割額 1 世帯でありまして、(1) は特定世帯以外の世帯につきましては平等割額の 4 割軽減額を8,600円とし、これにより納付額が 1 万2,900円となるものであります。

(2) の特定世帯は、平等割額の 4 割軽減額を4,300円とし、これにより納付額が6,450円となるものであります。

ウは、後期高齢者支援金分に係る均等割額 1 人につきましてでありまして、均等割額の 4 割軽減額を2,000円とし、これにより納付額が3,000円となるものであります。

エは、同じく後期高齢者支援金分の世帯別平等割額 1 世帯についてであり、(1) 特定世帯以外の世帯につきましては、平等割額の 4 割軽減額を2,200円とし、これにより納付額が3,300円となるものであります。

(2) は特定世帯でありまして、平等割額の 4 割軽減額を1,100円とし、これにより納付額が1,650円となるものであります。

オは、介護給付金に係る均等割額 1 人についてでありまして、均等割額の 4 割軽減額を3,600円とし、納付額がこれにより5,400円となるものであります。

力は、同じく介護給付金に係る世帯別平等割額 1 世帯についてでありまして、平等割額の 4 割軽減額を 2,800 円とし、これにより納付額が 4,200 円となるものであります。

続きまして、25 条第 1 項の次に第 2 項を加えるものであります。

第 2 項は国民健康保険の税額についてで、後期高齢者医療制度の創設に伴い、社会保険に加入している世帯で 75 歳以上の者が後期高齢者医療に移行することにより、その世帯の扶養者である 75 歳未満の者が新たに国民健康保険に加入する場合は、移られてから 2 年間に限り国民健康保険税を減免することを定めたものであります。

該当するものは、アとして 65 歳から 75 歳までの扶養家族である被扶養者であります。

イは、健康保険組合及び共済組合等の各保険者の被扶養者であるものであります。

10 ページをお願いいたします。

現行「第 2 項」を「第 3 項」に改め、現行「第 3 項」を「第 4 項」に改めるものであります。

続きまして、附則の第 2 項中、被保険者の次に「もしくは特定同一世帯所属者」を加え、また現行の下線文を削除するものであります。

次に現行の第 3 項から第 6 項までを削除するものであります。

13 ページ、お願いいたします。

現行の第 7 項中、被保険者の次に「もしくは特定同一世帯所属者」を加え、「第 3 条及び第 21 条」を「第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び第 21 条」に改め、第 4 項を削除したことにより、先ほど言いました 3 項から 6 条、第 6 項を削除したことにより、条項を 4 項繰り上げ「第 7 項」を「第 3 項」に改めたものであります。

また、13 ページの第 8 項、並びに 17 ページまでの第 17 項の改正につきましては、先ほど言いました 4 項を繰り上げたことにより改正するものであります。

18 ページをお願いいたします。

別表 2 の「第 5 条の 4」を「第 5 条の 5」に改めるものであります。

附則といたしまして、第 1 項は施行期日でありまして、この条例は公布の日から施行する。

次に、適用区分でありまして、第 2 項は平成 20 年度からこの条例を適用し、19 年度は従前と同様とするものであります。

続きまして、議案第 43 号 利根町廃棄物減量等推進審議会条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回提案いたしました廃棄物減量等推進審議会につきましては、提案理由にもありましたとおり、当町における廃棄物処理量は増加しており、処理施設の負担、処理コストの増加などが問題となっております。このため、今後、廃棄物の減量及び再利用の促進を図るため長期的な計画の施行が必要であることから、諮問機関として廃棄物減量等推進審議会を設置するため提案するものであります。

それでは、第1条は設置の規定でありまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7の規定に基づき設置するものであります。

第2条は、所掌事務の規定でありまして、町長の諮問に依りて、一般廃棄物処理の基本方針に関する事及び一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事、並びに一般廃棄物処理手数料に関する事などに対して、調査及び審議を行い、答申をしていただくものであります。

第3条は、組織に関する規定でありまして、審議会の委員は15人以内とし、委員は町民及び知識経験者、並びに町内団体の代表、その他町長が必要と認める者で組織することを定めたものであります。

第4条は、委員の任期の規定でありまして、委員の任期は2年とするものであります。

第5条は、会長及び副会長に関する規定を定めたものであります。

第6条は、会議に関する規定でありまして、会議の招集、議決の方法等について定めたものであります。

続きまして、第7条は、意見等の聴取に関する規定でありまして、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、その意見または説明を聞くことができることを定めたものであります。

第18条は、庶務でありまして、町民生活課において庶務を執行するものであります。

議長（岩佐康三君） 第8条だよ。今、18条って。

町民生活課長（高野光司君） 失礼しました。8条は庶務でありまして、町民生活課において庶務を行うものであります。失礼しました。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第44号について、総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、議案第44号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明いたします。

この条例改正案は、議案第43号、ただいま説明がありました利根町廃棄物減量等推進審議会条例の制定、それと、地方自治法第174条の規定に基づき設置する専門委員に関し、それぞれの委員の報酬を定めたいので提案するものでございます。

参考資料1の方をお願いします。

現行の別表第1の環境保全施設整備審議会の後に、改正案では廃棄物減量等推進審議会、会長月額4,800円、副会長月額4,500円、委員月額4,200円、その下に専門委員、月額4万5,000円と改めるものでございます。

裏をめぐってもらいますと、参考資料2の方で利根町専門委員規則（写）が添付されておりますので、ご参考をお願いしたいと思います。

専門委員につきましては、事務事業の執行に必要とされる専門的な学識経験を有する者のうちから、必要に応じて町長が選任するものでございます。

議案の方に帰っていただきまして、最後に、附則でこの条例は公布の日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第45号及び議案第46号について、経済課長石井博美君。

〔経済課長石井博美君登壇〕

経済課長（石井博美君） それでは、議案第45号 営農資金借入利子補給条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

このたび条例の改正につきましては、農業者が本来支払うべき利息に対し、7割を超える補てんを行っているので、これを3割程度に改めたいことと、また、利根町農業協同組合と竜ヶ崎市農業協同組合の合併に伴い、組合名称を改めたいので提案するものです。

それでは、別紙参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第2条中の下線の部分、「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に改めるもので、これは法律の名称が変更になったためのものでございます。

第3条中、「年利2分」を「年利1分」に改めるものですが、平成19年度からJA茨城でも農家の方へ1%以内で利子補給を行っています。JAバンクアグリサポート利子助成事業という制度ができたことにより、町の利子補給を「2%」から「1%」へ改めても農家の方には大きな負担とならなく、町のほかの補助金などとの整合性、公益性を図るため改めさせていただくものです。

続きまして、第4条の第2項各号につきましては、第1号の「議会議長及び産業建設常任委員会委員」を「利根町議会議長及び同議会産業建設常任委員会委員」に、また、第2号の「農業委員会の会長」を「利根町農業委員会の会長」に、第3号の「農業協同組合理事6人」を「竜ヶ崎市農業協同組合の利根町選出理事5人」に、これはJAの合併に伴い名称と定数の整合を図るためのものです。

裏面をお願いします。

これもJAの合併に伴うものでして、第5条中の下線の部分ですが、「利根町農業協同組合員」を「竜ヶ崎市農業協同組合員（利根町在住者）」に、「農業協同組合」を「竜ヶ崎市農業協同組合」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものといたしましたものです。

続きまして、議案第46号をお願いいたします。

議案第46号 利根町農業災害経営資金利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、利根町農業協同組合と竜ヶ崎市農業協同組合の合併に

に伴い、組合名称を改めたいので提案するものです。

参考資料の方を見ていただきたいと思います。

第2条中の下線の部分を「おいて、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする」と第1号の下線の部分、「(1)融資期間 利根町農業協同組合及び常陽銀行」とありますが、改正案ではこれを一つにし、「おける融資機関とは、竜ヶ崎市農業協同組合及び常陽銀行とする」に変更するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものとしたものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号 平成20年度利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、及び議案第46号 利根町農業災害経営資金利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例までの5件について、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月12日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第14、議案第47号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第1号）及び日程第15、議案第48号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第14、議案第47号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第1号）及び日程第15、議案第48号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第47号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第47号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第1号）について補足してご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款13国庫支出金、目6総務費国庫補助金で8万4,000円を計上するものでございます。これは、平成21年5月から始まります裁判員制度の裁判員候補者を

選定するために、住民基本台帳システムの改修を行う必要があり、その経費が補助されることによるものでございます。

款14県支出金、目2民生費県補助金の21万円の増額は、緊急措置としまして、平成20年7月から障害者自立支援法の在宅及び通所サービスにかかる利用者負担上限額が軽減されることに伴いまして、支払いシステムの改修を行う必要がございまして、その経費が補助されるものでございます。

次に、款16寄附金、目3教育費寄附金で10万円を計上いたしました。これにつきましては、図書購入のために使ってもらいたいということで寄附がございました。その10万円を計上したものでございます。

款17繰入金、目1財政調整基金繰入金で310万2,000円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の財源として繰り入れをするものでございます。

次に、7ページをごらんください。

歳出でございますが、款2総務費、目1秘書広聴費で40万5,000円を増額するものでございます。これは、先ほど総務課長から説明がありましたが、地方自治法第174条の規定によりまして事務に関する必要な事項の調査等をするため、専門委員の報酬を計上したものでございます。

次に、目1戸籍住民登録費で10万5,000円を増額するものでございます。これは、先ほど歳入でご説明申し上げました理由によるものでございます。

次に、款3民生費、目1社会福祉総務費は21万円の増額をするものでございます。こちらにつきましても、先ほど歳入でご説明申し上げました障害者自立支援の支払いシステムの改修に充てるというものでございます。

次に、款4衛生費、目4環境衛生費で74万6,000円を増額するものでございます。これは一般廃棄物処理等の報酬及び再利用などの事務量の増加に伴いまして、臨時職員1名を雇用するため計上したものでございます。

次のページにまいりまして、目3廃棄物減量推進費でございますが、32万円を増額するものでございます。こちらにつきましては、先ほど町民生活課長からご説明がありました廃棄物減量等推進審議会委員の報酬を計上したものでございます。

続きまして、款7土木費、目2道路維持費で101万円を増額するものでございます。これは、現在行っております道路維持管理の作業について、作業を効率よく行うため業務委託経費を計上したものでございます。

次に、目1都市計画総務費で60万円を増額するものでございます。これは用途地域変更のための説明会、公聴会及び国土交通省の事前協議申請等の資料の作成業務を行うためのものでございます。

款9教育費、目9図書館費で10万円を増額するものでございます。こちらは先ほどの寄附をいただきました10万円を、図書館の図書購入に充てるため計上したものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第48号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第48号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足してご説明申し上げます。

5ページ、お願いいたします。

初めに、歳入でございますけれども、款8繰入金、目1財政調整基金繰入金で300万6,000円の増額でございます。これは今回の補正の財源といたしまして基金を取り崩すものであります。

続きまして、歳出でございますけれども、款5老人保健拠出金、目1老人保健医療費拠出金で2,926万2,000円を増額するものであります。これは今年度の医療費拠出金額が8,641万7,000円に確定したため増額補正するものであります。

款6介護納付金、目1介護納付金で2,658万4,000円の減額でございます。これも同じく今年度の介護納付金が1億2,239万2,000円に確定したため、減額するものであります。

続きまして、款8保健事業費、目1保健衛生普及費で32万8,000円の増額であります。これは健康診査業務委託でありまして、国保加入者で後期高齢者健診及び特定健診を制度上受けられない方に対して、保健事業の推進の観点から個別健診を受けていただくための補正であります。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第1号）及び議案第48号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2件については、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月12日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第16、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

あす6月7日から6月8日まで2日間は、議案調査のため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、あす6月7日から6月8日までの2日間は議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回、6月9日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後1時55分散会